

別記様式第4号（第4条関係）

令和元年12月25日

南幌町長 三好 富士夫 様

氏 名 川 幡 宗 宏 印

令和元年度政務活動費請求書

南幌町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 交付請求額 5,000 円

※参考

①交付決定額	88,000 円
②請求済額	0 円
③今回請求額	5,000 円
④請求済額合計 (②+③)	5,000 円
⑤差引残額 (①-④)	83,000 円

2 政務活動の内容

講師料 50,000円

議員10名で割り返し、議員1人当たり5,000円の負担とする。

領 収 書

¥ 50,000円也

ただし、講師謝礼として正に受領いたしました。

南幌町議会 様

令和元年12月23日

札幌市

吉 田 博



「財政について」議員研修会まとめ

講師：吉田 博氏

テーマ：「財政について」

日時：2019年12月23日

講師の吉田博氏は、札幌市役所在職中、財政局財政主査、総務局オンブズマン事務局次長などを歴任し、現在は北海道自治体学会、北海道都市地域学会、各界での講師や著書も多数執筆している。

南幌町 財政の見方について、平成29年度決算状況に基づき講演。

財政についての基本的な説明。地方自治法、地方財政法についても説明。

・財政分析の目的と手法

目的①財政の運営が堅実であり、収支均衡を保っているか

②財政の構造が経済の変動や行政内容の変化に対応し得るような弾力性のある状態であるか

③住民生活の向上や地域経済の発展に即応し得るよう、適正な行政水準が確保されているか

手法・一つの財政指標だけで財政状況を全て把握できるわけではない

・健全化判断比率及び財政力指数、経常収支比率などの財政指標を踏まえた総合的な判断や各財政指標の経年比較、類似団体非核、構成要素の内訳分析が重要

・潜在的に財政悪化が進んでいる状況を表す財政指標が十分ではなく、中長期の財政収支の予測が大切

南幌町の財政分析

・財政健全化法は、財政悪化した地方自治体に法律の枠組みを強制適用して健全化を進める規制的な内容

・よって、同法の「早期健全化基準」を下回っていたとしても、それがただちに健全化ということにあたらぬ

南幌町の財政指標

・北海道平均や空知管内平均と比較しても、収支低水準に陥る

・財務局の財務把握では、債務償還能力は留意すべき状況にある

・ストック面で、地方債現在高は、H27年度に小中校の改修事業、町民プール建設事業、H28年度に防災行政無線整備事業、H29年度以降の普通建設事業は縮減の見込みなどから、H32年度の現在高はH26年度に比較し9億4千7百万円減少する見込み。積立金等残高は、取り崩しや地方交付税などの減収からH26年度に比較し6

別記様式第4号（第4条関係）

令和2年1月24日

南幌町長 三好 富士夫 様

氏 名 川 幡 宗 宏 印

令和元年度政務活動費請求書

南幌町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 交付請求額 5,000 円

※参考

①交付決定額	88,000 円
②請求済額	5,000 円
③今回請求額	5,000 円
④請求済額合計 (②+③)	10,000 円
⑤差引残額 (①-④)	78,000 円

2 政務活動の内容

講師料 50,000円

議員10名で割り返し、議員1人当たり5,000円の負担とする。

領 収 書

¥ 50,000円也

ただし、講師謝礼として正に受領いたしました。

南幌町議会 様

令和2年1月20日

北広島市

松 本 懿



2020年01月20日 南幌町議会

「自治体議会の活性化と議会基本条例」

松本 懿

1 はじめに

- 1) 私の経歴&議員の皆様との関わり
- 2) これまでの評価は？

2 地方自治の根幹

- 1) 地方自治の本旨：住民自治、団体自治
- 2) 住民（市民）自治：「住民のため→住民による」＜補完性の原理！＞
- 3) 地方自治の土台：直接民主主義 ＜国とは制度が全く違う！＞

3 二元代表制における首長と議会

- 1) 二元代表制の原理：役割・権限別、対等、牽制・バランス、与野党なし
- 2) 首長に求められること：権力＝危険物（自覚、見識）、多選の是非
- 3) 議会に求められること：団体意思の最高決定機関、監視・陳情、議員間討議・議案修正、説明責任
- 4) 首長と議会の関係：緊張感、双方が住民参加を！

4 議会への住民参加

- 1) その意義：基本中の基本！
- 2) 請願・陳情：市民の政策提言
- 3) 議案審議：参考人、公聴会、パブリックコメント、タウンミーティング
＜条例作成＞専門分野、有識者、利害関係者の意見聴取と活用
- 4) その他：委員会別・公募型市民会議、市民起点の政策形成サイクル、モニター・サポーター・ワークショップ

*住民投票を考える

5 政策と議会基本条例

- 1) 政策循環（過程）と政策形成
- 2) 政策形成のポイント…問題→課題＜守備範囲、優先順位＞、理念・目標と手段（戦略・戦術）、代替案、事前評価、選択（意思決定）
- 3) 政策の手段：①権力的手段（条例制定→罰則等）②経済的誘因（補助金・減税&負担金・特別課税等）③情報の提供（広報・PR、説得等）④物理的制御⑤行政が直接モノやサービスを提供 ＜一般には複数の手段が組み合わせられる＞
- 4) 議会基本条例：＜主な内容＞①情報公開②議会の説明責任③住民参加（参考人・公聴会活用、請願陳情に於ける市民の提案説明、議会報告会、意見交換会等）④議員間の自由討議⑤議員と首長間の討議（一問一答、首長などの反問）⑥政策情報の提示⑦議決事項の拡大⑧議決責任⑨補佐機構の充実⑩研修⑪通年議会など…議員と首長間、議員間、議員と住民間における「討議」の活発化！

6 まとめ